

2025年1月吉日

「当座預金規定」の改定について

平素より仙南信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、一般当座勘定における払戻請求書による出金取扱いを開始することに伴い、2025年3月3日（月）に「当座預金規定」を下記のとおり改定することとしましたので、お知らせいたします。

なお、本規定の改定以前に当座預金をご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

今後とも、お客さまにご満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

- ・当座預金規定

(専当座勘定規定（専用約束手形口用）約束手形用法、為替手形用法、小切手用法を含む)

2. 改定内容

- ・払戻請求書（出金伝票）による当座預金出金の取扱開始

詳細につきましては、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

3. 改定日

2025年3月3日（月）

4. その他

ご不明な点がございましたら、最寄りの営業店までお問い合わせください。

以上

「当座預金規定」改定に係る新旧対照表

㊦ 当座勘定規定（専用約束手形口用）も同様の改定を行います。

(注)：下線部分が改正箇所

改定前	改定後
<p>第7条(手形・小切手の支払い)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条(手形・小切手等の支払い)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または<u>当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに当金庫所定の払戻請求書を使用する場合は、口座名義人からの取り扱いに限り、払戻請求書には、届出の印章により記名押印のうえ提出してください。当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示がない場合には取引を行うことができません。</u></p>
<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) 略</p>

※上記は改定部分のみを記載しています。